

## 平戸市広告付き番号案内表示機等の設置及び運用仕様書

### 1. 本業務の目的

本業務において、市民が窓口で各種手続及び相談をする際の整理番号を発券、画面表示し、音声案内をする装置等（以下「番号案内表示機」という。）を設置することにより、各種手続際の利便性の向上と、広告・行政情報掲載モニターを活用した市政情報等の発信に伴う、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2. 設置及び費用負担

- (1) 番号案内表示機の設置場所は、平戸市役所1階市民課窓口とし、広告・行政情報掲載モニターの設置方法は、壁掛け又は天井吊りとする。
- (2) 番号案内表示機及び広告モニター等の設置、交換及び撤去は、本市の指示を受けて受注者が行うものとし、それに伴う費用はすべて受注者が負担するものとする。また、番号案内表示機等を撤去する際は、速やかに原状回復しなければならない。
- (3) 受注者は、番号案内表示機等の設置及び維持管理等において、本市又は第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 受注者は、「平戸市公有財産管理規則」第18条にもとづく公有財産使用のための手続きを行うとともに、番号案内表示機等の設置面積に応じ、「平戸市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」に基づく使用料を本市に納付することとする。
- (5) 番号案内表示機等の稼働、管理、運営に伴う費用については、受注者が全て負担することとし、平戸市の費用負担が発生しないこと。
- (6) 設置の際は、機器等が常に正常かつ良好に稼働するよう設定及び設置を行い、安全対策を十分に講じること。
- (7) 設置に必要な金具、電源、LAN ケーブルなど必要な部材はすべて受注者にて調達、敷設すること。
- (8) 機器の搬入・設置の日程等については、事前の協議により決定する。

### 3. 設置時期及び期間等

- (1) 設置の期間は、令和2年11月1日から5年以上の期間で平戸市と受注者との協議により定める期間とし、その間受注者は、機器及びシステム等の稼働、管理及び運営を行う。
- (2) 番号案内及び広告等の表示時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、開庁日・営業日の変更等により表示時間を変更する場合がある。

### 4. 番号案内表示機等の機能要件

設置する機器及び機能要件機器

- (1) タッチパネル式発券機 ×1台
  - ・外寸：165（幅）×285（奥行き）×235（高さ）mm 以内であること
  - ・印字方式はオートローディング方式であること。
  - ・タッチパネル画面が8インチ以内であり、タッチ画面とプリンターが一体型であること。
  - ・ボタンは5つまで表示できること。

- ・各業務(ボタン毎)の待ち人数が表示できること。
  - ・日本語、英語、中国語、韓国語の4ヶ国語に対応できること。
  - ・発券する番号札は、同じ番号を連続して2枚発券ができ、ミシン目で切り離しができること。
  - ・安全に配慮しプリンター部分にカッターがないこと。
- (2) 受付番号個別表示機 × 2台
- ・LED の表示であること。
  - ・4桁表示ができること。
  - ・矢印により左右の窓口案内ができること。
  - ・裏面に待ち人数、待ち時間が表示されること。
  - ・表面の呼出番号は白色、裏面の待ち人数は赤、待ち時間は緑、に色分けされていること。
  - ・裏面は待ち人数○人以上、待ち時間○分以上など任意の人数、時間になったときに数字を点滅させることができること。
  - ・カウンターのお客様に配慮し表示パネルから音声は出さず、別途スピーカーを用意し音声を出すこと。(スピーカーは集合音声かつ外国語対応ができること)
- (3) 呼び出し操作機 × 2台
- ・7インチもしくは10.1インチのタッチパネルタブレットで併用が可能であること。
  - ・呼び出し、再呼び出し、取り消し、任意呼び出し、保留、保留呼び出し、転送、優先呼び出し、呼び出しパターン設定ができること。
  - ・有線 LAN コネクタを標準装備しており有線 LAN 接続ができること。(安全面から無線接続不可)
  - ・バッテリーの経年劣化のトラブルを回避するためバッテリー非搭載であること。
- (4) 管理用パソコン × 1台
- ・執務室内に19インチ程度のディスプレイと小型のデスクトップ型パソコンを設置し帳票の閲覧やシステムの編集ができること
  - ・曜日毎・時間帯毎・窓口毎・業務毎に受付件数・待ち時間・処理時間の集計(平均値・最大値・最小値)を週次及び月次、年次で行うことができること
  - ・出力形式はCSV、EXCEL、PDF、HTMLに対応していること。
- (5) 広告・行政情報掲載モニター(43~50インチ) × 1台

## 5. 広告及び行政情報の掲載・放映

- (1) 放映時間は原則として開庁時間内とする。
- (2) 広告は原則無音とするが、設定により音量を調整できること。
- (3) 広告のほかに、行政情報やインターネットサービスを利用した時事通信ニュース、天気予報を放映すること。
- (4) 放映する広告の募集及び映像を作成すること。
- (5) 放映する広告は、「平戸市有料広告掲載に関する基本要綱」に定めるところによるものとし、事前に市において審査を行う。なお、広告の変更があった場合も同様とする。
- (6) 広告内容に関する苦情その他問題が発生したときは、受注者においてその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めること。

- (7) 広告主の募集は、受注者において行うものとする。
- (8) 広告の掲出に際しては、広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属するものとする。
- (9) 受注者が所定の依頼書に基づき作成する放映コンテンツ並びに受注者の放映形式に変換可能な形式で提供されるデータから作成するコンテンツについては、制作手数料は無料とする。

## 6. 維持管理

受注者は、放映データ更新の際に機器の状態を都度確認し、適正な状態の維持管理に努めること。また、不測の事態に備えて、速やかに最適の状態に復旧できるよう体制を整えておくものとする。

## 7. その他

- (1) 番号案内表示機等の設置及び維持管理等に必要な費用は受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と別途協議の上、決定するものとする。

